

第2編

第2部 主な法案の審議状況

1 成立した主な法律

(1) 第103回臨時国会:昭和60年10月14日～昭和60年12月21日

(1) 第103回臨時国会：昭和60年10月14日～昭和60年12月21日

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|------------|------------------------------------|-------------------------------|--|
| 102 | 60. 12. 24 | 61. 6. 24 | 許可、認可等民間活動に係る規制の整備及び合理化に関する法律 | <p>○医療法の一部改正 病院等の病床数等を変更しようとするとき、省令で定める場合については、都道府県知事の許可を要しないこととするとともに、助産所が収容人員制限を超えて収容した場合の届出を廃止する。</p> <p>○興行場法及び公衆浴場法の一部改正 興行場営業又は浴場業の営業者に相続又は合併があったときは、相続人等は、新たな許可を要せず当該営業者の地位を承継することとし、その旨を届け出ることとする。</p> <p>○旅館業法の一部改正 旅館業の営業者に相続又は合併があったときは、相続人等は、新たな許可を要せず、都道府県知事の承認を受けて当該営業者の地位を承継することとする。</p> |
| 109 | 60. 12. 27 | 61. 6. 27 61. 8. 1 61. 10. 1 | 医療法の一部を改正する法律 | <p>1. 都道府県は、医療圏の設定、必要病床数、病院の整備目標等を盛り込んだ地域医療計画を作成することとし、国はその計画作成を促進するため、計画の対象となる区域や必要病床数についての標準を厚生</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|-------|-------|-----|---|
| | | | | <p>省令で定める。</p> <p>2. 医療法人について、いわゆる一人医師医療法人を認め、医療法人の役員及び指導監督に関する規定を整備した。</p> |

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第2部 主な法案の審議状況

1 成立した主な法律

(2) 第104回通常国会:昭和60年12月24日～昭和61年5月22日

(2) 第104回通常国会：昭和60年12月24日～昭和61年5月22日

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|-----------|--|---------------------------------------|--|
| 21 | 61. 4. 18 | 61. 4. 1 (年金福祉 事業団法 関係は 61. 4. 18) | 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 | <p>1. 将来にわたる還元融資事業の安定的実施に資するため、還元融資資金(政府からの長期借入金)の一部を運用し、運用利差益を積み立て、それによって生じた積立金を管理することを年金福祉事業団の業務とすることができることとする。</p> <p>2. 老齢福祉年金の額を昭和61年4月分から引き上げる。 318,000円(月額26,500円) →326,400円(月額27,200円)</p> |
| 32 | 61. 4. 25 | 61. 4. 25 61. 10. 1 | 環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律 | <p>環境衛生金融公庫の業務の範囲を拡大し、従来からの設備資金の貸付に加えて、環境衛生関係営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な政令で定める運転資金の貸付を行うこととする。</p> |
| 33 | 61. 4. 25 | 61. 4. 25 | 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律 | <p>廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、昭和65年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び事業量について計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| 40 | 61. 4. 30 | 61. 4. 30 | 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律 | <p>各種手当の額を昭和61年4月分から引き上げる。</p> <p>1. 児童扶養手当 児童1人 月額33,000円→33,700円</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|----------|----------|------------------------------|---|
| 46 | 61. 5. 8 | 61. 5. 8 | 法律 国の補助金等の臨時特例等に関する法律 | <p>児童2人 月額38,000円→38,700円</p> <p>2. 特別児童扶養手当 障害児1人につき 月額26,500円→27,200円 重度障害児1人につき 月額39,800円→40,800円</p> <p>3. 障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当 月額11,250円→11,550円</p> <p>4. 特別障害者手当 月額20,000円→20,800円</p> <p>1. 昭和61～63年度までの各年度における地方公共団体に対する国の負担又は補助の割合を引き下げる。 (本来補助率)(60年度)(61～63年度) 8/10 → 7/10 → 5/10</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法の一部改正 ○身体障害者福祉法の一部改正 ○売春防止法の一部改正 ○精神薄弱者福祉法の一部改正 ○老人福祉法の一部改正 ○母子保健法の一部改正 <p>8/10 → 7/10 → 7/10</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神衛生法の一部改正 ○生活保護法の一部改正 ○結核予防法の一部改正 ○麻薬取締法の一部改正 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正 ○国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正 |

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|-----------|---------------------------------|--------------------------|--|
| 52 | 61. 5. 20 | 61. 10. 1 | 厚生省設置法の一部を改正する法律 | <p>〔8/10 → 8/10 → 7/10〕 ○児童扶養手当法の一部改正 2. 地方公共団体の事務又は事業として同化定着しているものに係る補助金及び負担金を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振替を行う。 ○結核予防法の一部改正 ○老人保健法の一部改正 3. 昭和61～63年度までの各年度における厚生年金保険事業に係る国庫負担金の繰入れの特例を定める。 特定の疾患等に関し診断及び治療、調査研究等を行う国立高度専門医療センターの設置等を機動的に行うため、当該センターの名称及び所掌事務は、政令で定めることとする。</p> |
| 53 | 61. 5. 20 | 61. 7. 1 (特別給付金関係は61. 10. 1) | 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 | <p>1. 障害年金、遺族年金等の額を引き上げる。 (例) 障害年金(公務傷病, 第一項症) 現行 61年7月から 4,240,000円 → 4,465,000円 2. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金について ① 基準日の変更 ② 継続・増額支給(最高60万円) ③ 国債の発行日、10年償還額の統一</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|-----------|-----------|---------------------------------|--|
| 58 | 61. 5. 23 | 61. 5. 23 | 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律 | <p>④ 平病死した戦傷病者等の妻に対する特例給付(額面5万円, 5年償還国債)を行うこととする。 医療特別手当等の額を引き上げる。</p> <p>①医療特別手当 月額108,000円→110,800円</p> <p>②特別手当 月額39,800円→40,800円</p> <p>③原子爆弾小頭症手当 月額37,100円→38,100円</p> <p>④健康管理手当 月額26,500円→27,200円</p> <p>⑤保健手当</p> <p>①厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等 月額26,500円→27,200円</p> <p>②それ以外の者 月額13,300円→13,600円</p> |
| 60 | 61. 5. 23 | 61. 10. 1 | 社会保険労務士法の一部を改正する法律 | <p>1. 社会保険労務士の業務に, 申請等に関する事務代理を加える。</p> <p>2. 事務所に勤務する社会保険労務士について事業所の名称等の登録を義務づける。</p> <p>3. 社会保険労務士は, 研修の受講に努め, 事業主も勤務社会保険労務士に研修の受講の機会を与えるよう努める。</p> |

第2編

第2部 主な法案の審議状況

1 成立した主な法律

(3) 第107回臨時国会:昭和61年9月12日～昭和61年12月20日

(3)第107回臨時国会：昭和61年9月12日～昭和61年12月20日

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|------------|----------|---------------------------------------|---|
| 106 | 61. 12. 22 | 62. 1. 1 | 老人保健法等の一部を改正する法律 | <p>(老人保健法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部負担の改正 外来1月400円 → 1月800円 入院1日300円 (2か月限度) → 1日400円(限度撤廃)ただし低所得者は300円で2か月だけ負担。 ○加入者按分率の引上げ 昭和61年度80%, 昭和62年度から昭和64年度90%, 昭和65年度以降100%と段階的に引き上げる。 ○老人保健施設の創設等 <p>(国民健康保険法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料の悪質滞納者に対する給付の一時差止め等の措置を講ずる。 |
| 109 | 61. 12. 26 | | 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ○国と地方の機能分担を見直し、地方の自主性・自立性の強化を図るため機関委任事務の整理合理化と地方への権限委譲を行う。 ○政府全体で、43法律61事項が当該法律による措置事項であり、厚生省関係では、乙種看護婦試験の廃止、社会福祉法人の設立認可権限等の知事への委譲、保育所・老人ホーム等への入所事務の団体事務化など15法律30事項について所要の措置を行う。 |

第2編

第2部 主な法案の審議状況

2 政府が提出した主な法律案

第107回臨時国会:昭和61年9月12日～昭和61年12月20日

第107回臨時国会：昭和61年9月12日～昭和61年12月20日

| 提出年月日 | 法律案 | 内容 |
|-----------|-------------------------|---|
| 61. 9. 11 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 | 社会保険関係の地方事務官制度を廃止し、従来都道府県知事に委任していた社会保険関係事務は、老齢福祉年金関係事務を除き厚生省において処理する。 |
| 61. 9. 11 | 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案 | 国立病院・療養所の再編成の円滑な実施を図る等のため、国立病院等の資産の譲渡価格の割引及び助成措置等所要の措置について定める。 |